

○さくら市特定空家等除却事業費補助金交付要綱

令和2年3月24日告示第26号

改正

令和3年3月17日告示第17号

令和3年3月31日告示第54号

令和4年3月9日告示第78号

令和5年11月27日告示第159号

令和7年2月14日告示第65号

令和8年3月24日告示第47号

さくら市危険空家等除却事業費補助金交付要綱を次のように定め、令和2年4月1日から適用する。

さくら市空家等解体費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市民の生命、身体又は財産に対する被害を防止するとともに、安心・安全な生活環境の保全を図るため、市内の空家等の解体に要する費用に対し、さくら市補助金等交付規則（平成17年さくら市規則第57号。以下「規則」という。）、さくら市補助金等の交付に関する規程（平成17年さくら市訓令第40号）及びこの告示に定めるところにより、予算の範囲内においてさくら市空家等解体費補助金（以下「補助金」という。）を交付するさくら市空家等解体事業（以下「事業」という。）を行うことについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示で使用する用語の意義は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

(対象空家等)

第3条 補助金の交付の対象となる空家等は、特定空家等又は住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第2条第4項に規定する不良住宅かつ特定空家等に準ずる状態にあるもの（以下「不良住宅」という。）であって、次の各号のいずれにも該当するもの（以下「補助対象空家等」という。）とする。

(1) 個人が所有する一戸建ての住宅（併用住宅を含む。）であること。

- (2) 法第22条第3項の規定による命令又は同条第10項の規定による措置に係る特定空家等でないこと。
- (3) 営利を目的として所有していないこと。
- (4) 所有権以外の権利が設定されている特定空家等又は不良住宅である場合にあっては、当該権利を有する者から特定空家等又は不良住宅の解体について同意を得ているものであること。
- (5) 特定空家等又は不良住宅の所有者が複数いる場合にあっては、当該特定空家等又は不良住宅を除却することについて当該所有者全員の同意を得ていること。
- (6) 公共事業等による補償の対象となっていないこと。
- (7) 故意に破損させたものでないこと。

(補助対象工事)

第4条 補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、補助対象空家等を除却する工事（市内の事業者が行うものに限る。）であって次に掲げるものを除くものとする。

- (1) 第11条の規定による補助金の交付決定前に着手したもの（補助対象空家等の状態により当該工事が緊急を要する場合であって、当該緊急を要する旨を着手前に市長に届け出たものは、除く。）
- (2) 補助金以外の財政上の支援を受けることができるもの
- (3) 補助対象空家等の一部のみを除却するもの
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるもの

2 前項の市内の事業者とは、市内に本店を有する法人又は市内に住所を有する個人事業者であって次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けた者
- (2) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項の登録を受けた者

(補助対象者)

第5条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 空家等若しくは空家等が所在する土地の所有者（登記事項証明書若しくは固定資産課税台帳に所有者として記録されている者又はその相続人に限る。以下同じ。）又

はこれらの者の3親等以内の親族、後見人、財産管理人等（以下「親族等」という。）であること。

(2) 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める者から空家等の解体等について同意を得ていること。

ア 空家等の所有者 次に定める者

(ア) 当該空家等に他の所有者がある場合にあっては、当該他の所有者

(イ) 当該空家等の所有者と当該空家等が所在する土地の所有者が異なる場合にあっては、当該土地の所有者

イ 空家等が所在する土地の所有者（当該空家等の所有者である者を除く。） 次に定める者

(ア) 当該空家等の所有者

(イ) 当該空家等が所在する土地に他の所有者がある場合にあっては、当該他の所有者

ウ 親族等（当該空家等の所有者又は空家等が所在する土地の所有者である者を除く。） 次に定める者

(ア) 空家等の所有者

(イ) 空家等が所在する土地の所有者

(ウ) 相続人の場合にあっては、他の法定代理人

(3) 国税及び市税の滞納がないこと。

(4) 過去にこの告示の規定による補助金の交付を受けていないこと。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象工事を行うために要する費用（不良住宅に係る補助対象工事にあつては、敷地内の工作物（物置、門扉、塀等）、庭木及び車両の解体、撤去並びに処分に係る経費を除く。）とする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1の額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、50万円を上限額とする。ただし、さくら市立地適正化計画の居住誘導区域内で行う補助対象工事については、70万円を上限額とする。

(事業の実施期間)

第8条 事業の実施期間は、令和7年度から令和9年度までとする。

(事前調査)

第9条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、事前調査（当該補助対象者が所有する空家等が特定空家等又は不良住宅に該当するか否かを判定するための調査をいう。以下同じ。）を受けなければならない。ただし、補助対象者が当該空家等について法第22条第1項の助言又は指導を受けた場合は、この限りでない。

2 事前調査を受けようとする補助対象者は、不良住宅等判定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

(1) 位置図

(2) 現況写真（敷地全景及び建物2面以上）

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、事前調査を行い、当該空家等が特定空家等又は不良住宅に該当するかどうかを判定し、その結果を不良住宅等判定結果通知書（様式第2号）により当該申請をした者に通知する。

(交付申請)

第10条 前条第3項の規定により特定空家等又は不良住宅に該当する旨の通知を受けた者（前条第1項ただし書に規定する者を含む。）は、補助金の交付を受けようとするときは、空家等解体費補助金交付申請書（様式第3号）に次の各号に掲げる補助金の交付を受ける者の区分に応じ、それぞれ次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 補助対象空家等の所有者 次に掲げる書類

ア 補助対象空家等の登記事項証明書（未登記の場合にあつては、固定資産税課税明細書の写し又は名寄帳の写し）その他の補助対象空家等の所有者を証する書類

イ 補助対象空家等が所在する土地の登記事項証明書その他の補助対象空家等が所在する土地の所有者を証する書類

ウ 補助対象空家等の位置及び現況が確認できる写真

エ 補助対象事業に係る経費の見積書の写し

オ 補助対象事業に係る工事の請負予定事業者が第4条第2項第1号又は第2号に規定する許可又は登録を受けていることを証する書類

カ 申請者に係る市税完納証明書

キ 第5条第1項第2号ア（ア）及び（イ）に掲げる者の同意を得ていることを証す

る書類

ク その他市長が必要と認める書類

(2) 補助対象空家等が所在する土地の所有者（当該補助対象空家等の所有者である者を除く。） 次に掲げる書類

ア 前号アからカまでに掲げる書類

イ 第5条第1項第2号イ（ア）及び（イ）に掲げる者の同意を得ていることを証する書類

ウ その他市長が必要と認める書類

(3) 親族等（補助対象空家等の所有者又は当該補助対象空家等が所在する土地の所有者である者を除く。） 次に掲げる書類

ア 第1号アからカまでに掲げる書類

イ 戸籍謄本その他の申請者が第5条第1項第2号ウ（ア）又は（イ）に掲げる者の親族等であることを証する書類

ウ 第5条第1項第2号ウ（ア）から（ウ）までに掲げる者の同意を得ていることを証する書類

エ その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第11条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査するものとする。この場合において、市長は、補助金を交付することに決定したときは空家等解体費補助金交付決定通知書（様式第4号）及び空家等解体費補助金交付決定指令書（様式第5号。以下「交付決定指令書」という。）により、却下することに決定したときは空家等解体費補助金交付却下通知書（様式第6号）により当該申請をした者に通知する。

(変更の承認等)

第12条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該決定に係る事業の内容を変更しようとするときは、空家等解体費補助金変更承認申請書（様式第7号）に当該変更する内容を証する書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、第1項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査するものとする。この場合において、市長は、当該申請について承認する場合は空家等解体費補

助金変更承認通知書（様式第8号）及び空家等解体費補助金変更決定指令書（様式第9号。以下「変更決定指令書」という。）により、承認しない場合は空家等解体費補助金変更却下通知書（様式第10号）により当該交付決定者に通知する。

- 3 交付決定者は、補助対象工事を中止しようとするときは、空家等解体費補助金中止届出書（様式第11号）に交付決定指令書（前項の規定により変更の承認を受けた者にあつては、交付決定指令書及び変更決定指令書）を添えて市長に提出しなければならない。

（工事の着手）

第13条 交付決定者は、交付決定指令書の通知を受けた日から30日以内に補助対象工事を行わなければならない。ただし、当該期間内に補助対象工事を行わないことについて市長の承認を受けたときは、この限りでない。

（実績報告）

第14条 交付決定者は、補助対象工事が完了したときは、当該完了した日から起算して30日以内又は補助金の交付決定があつた日の属する年度の末日のいずれか早い日までに空家等解体費補助金実績報告書（様式第12号）に次に掲げる書類を添えてその実績を市長に報告しなければならない。

- （1） 補助対象工事に係る領収書の写し
- （2） 補助対象工事の完了後の写真
- （3） 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（額の確定）

第15条 市長は、前条の規定による報告があつたときは、その内容を審査するものとする。この場合において、市長は、当該報告が補助金の交付決定の内容に適合するときは、交付すべき補助金の額を確定する。

- 2 前項後段の場合において、市長は、空家等解体費補助金の額の確定通知書（様式第13号）及び空家等解体費補助金の額の確定指令書（様式第14号）により当該報告をした交付決定者に通知する。

（交付の請求）

第16条 訓令第3条第2項第10号に規定する交付請求書は、空家等解体費補助金交付請求書（様式第15号）とする。

（決定の取消し）

第17条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の

交付の決定の全部又は一部を取り消し、空家等解体費補助金交付決定取消通知書（様式第16号）により、交付決定者に通知するものとする。

（1） 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

（2） 法令等又はこの告示の規定に違反したとき。

（3） 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

（補助金の返還）

第18条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、空家等解体費補助金返還命令書（様式第17号）により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 市長は、補助金の返還を命ずるときは、規則第21条第1項又は第2項の規定に基づき、加算金又は延滞金を納付させるものとする。ただし、やむを得ない事情があると認められるときは、当該申請者の申請により、加算金又は延滞金の全部又は一部の納付を免除することができるものとする。

（その他）

第19条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

前 文（抄）（令和3年3月17日告示第17号）

令和3年4月1日から適用する。

前 文（抄）（令和3年3月31日告示第54号）

令和3年4月1日から適用するとともに、この告示の適用の際現にある第1条から第89条までの規定（第4条、第54条及び第65条を除く。）による改正前の告示に基づく様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができるものとする。

前 文（抄）（令和4年3月9日告示第78号）

令和4年4月1日から適用する。

前 文（抄）（令和5年11月27日告示第159号）

令和5年12月13日から適用する。

前 文（抄）（令和7年2月14日告示第65号）

令和7年4月1日から適用する。

前 文（抄）（令和8年3月24日告示第47号）

令和8年4月1日から適用する。